

2022-3-10 第2回美容師の養成のあり方に関する検討会

○溝口課長補佐 定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今より、「第2回美容師の養成のあり方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会はオンライン併用ですが、今回は全員会場での参加となっております。

本日の会議は公開となっておりますが、あらかじめ事務局より傍聴希望された方を対象に、音声のみの傍聴を行っております。

また、傍聴される方につきましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

また、本検討会は頭撮り可としておりますが、撮影は冒頭の議事に入るまでとさせていただきますので、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

また、本日は人数分のタブレットの確保が難しかったことから、紙による資料配付での説明とさせていただきますので、御了承願います。

また、事務局からのお願いでございますが、前回検討会では声が聞き取りづらかった、誰が話されているのか分からなかった、などのお声もいただいております。改めてのお願いでございますが、御発言の際はお名前を名乗ってから発言いただきたいこと、発言時はマイクを使用、発言されない際はマイクを切っていただくこと、また、マスクをしている関係上難しい面もあると思いますが、極力マイクに近付いたり大きな声で発言いただきたいことについて、改めて徹底いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の出席状況ですが、本日は岩田構成員が欠席ですが、「美容師養成のあり方に関する検討会開催要綱」の3の(4)に基づく申出に基づきまして、一般社団法人日本美容サロン協議会理事の雑賀英敏氏が岩田構成員の代理として出席しております。その他構成員も含め、8名全員出席となっております。

それでは、撮影はここまでとさせていただきますので、御協力のほどお願い申し上げます。

(カメラ退室)

○溝口課長補佐 それでは、この後の進行は宮崎座長にお願いしたいと思います。

○宮崎座長 それでは、始めていきたいと思えます。本日もよろしくお願い申し上げます。

初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○溝口課長補佐 資料の確認をさせていただきます。

座席表

資料1 「前回検討会の意見整理及び主な論点等について(案)」

資料2 「美容師養成のあり方に関する意識調査(美容師の方へ、養成施設の施設長の方へ)」

2-1 「美容師編の集計結果」

2-2 「養成施設編の集計結果」

参考資料1、検討会の開催要綱

参考資料2、美容師法に関するもの

参考資料3、参照条文としまして、平成29年7月10日付の教科課程の基準の運用についてに関する通知

参考資料4「美容師養成のあり方に関する意識調査票」でございます。

また、机上配付としまして、前回検討会で岩田構成員より福下構成員に対する質問と回答についての簡単にまとめたペーパーになります。

過不足等がございましたら、事務局にお申し付けください。

以上になります。

○宮崎座長 いかがでしょうか。資料のほうはありますでしょうか。

それでは、資料は過不足ないということですので、説明をありがとうございました。

では、次第に沿って議事を進めていきたいと思えます。

まずは、次第2の「前回検討会の意見整理及び主な論点等について(案)」に入る前に、前回の検討会の通信の関係で音信できなかった福下構成員に、改めて検討会に向けた所感と机上配付資料の御説明をいただけたらと思えますので、よろしくお願いたします。

○福下構成員 前回は大変失礼いたしました。福下公子と申します。

眼科医でございます。東京都眼科医会の会長を現在しております。

私が10年ほど前に日本眼科医会の副会長をしておりましたときに、まつ毛エクステンションの健康被害が国民生活センターにかなりの数が報告されまして、そこで厚労省での検討会に参加させていただきました。その際、研究班の一員として研究報告をまとめさせていただいたという経緯がございまして、今回参加させていただくことになりました。最近、美容師がまつ毛エクステンションをすることが決まりまして、健康被害は減少しているようでございますけれども、まだ全くなくなっているわけではないと聞いております。

今回の目的は美容師のいろいろな教育課程ということでございますので、医学的な見地から皆様方に参考になる御意見を述べさせていただければ幸いと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

先日、岩田構成員から御質問いただきましたことにつきまして、簡単でございますが、御説明を申し上げます。質問を2ついただきまして、その一つは、医学的な観点でまつ毛エクステンションについてどの程度あるいはどのようなリスクがあるかを教えていただきたいということでございました。

回答を書いておりますとおり、まつ毛エクステンションは目の眼球及びその附属器にあるところのまつ毛に施術をするわけでございます。しかし、この件に関して、眼球というのは本当に小さな組織ではありますけれども、非常に見えない奥のほうにはいろいろな機能があります。解剖学的な構造と、それから、いろいろな生理的な機能を持っております。

す。それが何らかの形で損傷されますと、視覚・視力障害等にもつながるという大事な組織でございます。

ということで、まずはここに書いてありますとおり、眼球は涙液により潤され、眼瞼によって保護されている。それにより、角膜の透明性が維持されて、生理的な機能であります「見る」という視覚を得ております。角膜の透明性が失われますと、当然視力の低下につながっていくということでございます。

角膜の障害程度によって完全に治癒する場合、表面的な傷は2週間ほどで治りますけれども、深いところに傷をつくりますと、それは後遺症として残っていくわけでございます。そのような深刻な障害を起こさないためにも、美容師の方々にもそれを知っていただきたいと思っております。

また、角膜の傷を受けるものの種類としましては、細菌などによる感染、異物の飛入、化学物質や薬品による刺激、乾燥などが挙げられております。ドライアイなどもその一つになっております。まつ毛エクステンションの施術において、上記のいずれも起こり得る可能性があります。技術者の養成教育においては、眼科的な知識もそういうことから必要と考えます。

具体的には、施術器具の消毒の不完全による感染、施術部位の不適切な清拭による感染、特にアルコールというものは皮膚にとっては問題ないのですが、目のところは粘膜と皮膚組織との移行部になっておりますので、アルコールなどはいけない、清拭するものにも気をつけなければいけないということでございます。それから、人工毛の角膜への落下ですとか、ツイザーの不適切な使い方によっての外傷ということも起こり得る。また、グルーやリムーバーによる化学的な刺激もありますし、乾かすときのエアブローによる乾燥というものがあるということでございます。

また、眼瞼の皮膚はほかの皮膚に比べますと非常に薄く、薬品においても眼軟膏と皮膚の軟膏とでは全く濃度が違うということもあるとおりでございます。さらに、まつ毛の毛根がやられますとまつ毛が生えなくなってくる、まつ毛脱落ということも起きて、そのような健康被害も報告されております。ということで、眼科的な基本的なものを美容師教育のところであることが必要ではないかと考えております。

その下に、厚生労働省の研究班で調査したときの上位10個のまつ毛エクステンションにより起こった疾患があります。一番多いのは接触性皮膚炎でしたけれども、そのほか、角膜の障害、感染症等が起きてございます。

ということで、以上、目の機能や外的な刺激、施術による眼障害を踏まえて、まつ毛エクステンションによる健康被害を防止するために、医学的、眼科的な知識の習得が必要であると考えております。

もう一つの質問は、それでは、まつ毛エクステンションの教育がどの程度必要かということでございます。

これはまつ毛エクステンションをするに当たって、先ほど申し上げたような健康被害を

予防するための必要最小限の知識を得ていただきたいということでございます。私は今、日本理容美容教育センターで指導者に対しての講義を受け持たせていただいております。そこでの経験からいいますと、最低5時間ぐらいの講義は必要ではないかと考えております。もちろん膨らませることは幾らでも可能ですけれども、講義の経験からそのように考えております。

以上、雑駁でございますけれども、御質問に対してのお答えとさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○宮崎座長 ありがとうございます。

何か御質問等がありますか。よろしいですか。

福下先生には、二度手間のお願いとなり、大変申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

では、改めて次第2に入りたいと思います。初めに、事務局より資料1と2について併せて説明をお願いします。

○成松課長 生活衛生課長、事務局でございます。

お手元に資料1、資料2-1、2-2を用意させていただいてございますが、資料1の説明をさせていただく際、資料2-1、資料の2-2、もう一つ参考資料3を併せ見ていただきながら説明をさせていただければと思いますので、お狭い中恐縮ですが、資料1、資料2-1、資料2-2、参考資料3をお手元の近くに置いていただいて、御説明を聞いていただければと思います。

資料1に沿って御説明させていただきますけれども、この資料につきましては、前回の検討会での構成員の皆さんの御意見について御議論に資するように、Iとしてまず「国家試験（実技試験）」「養成段階での知識・技術取得」「養成段階から就業後に至る人材育成の接続・連携」に一旦分けさせていただいています。そのIの分類の下で、具体的な細かい項目ごとに整理をさせていただきます。さらに、そこに関連するデータや事実関係、あるいはそこから考えられる論点について記載をさせていただきました。注にも書いていますとおり、それぞれが独立なものではなくて、他の分野などにも影響するというか、わたるものも含まれていますけれども、資料上の整理としてはそういう形で整理をさせていただいています。そういった意味で、いろいろなテーマに及ぶものだということも我々も承知をしているところでございますが、皆さんのほうでも資料を読む際にお含みおきいただければと思います。

1枚めくっていただいて、先ほど申し上げたように、最初に「国家試験（実技試験）について」ということで、総論ということで簡単にカテゴリーをしております。主な意見としては、国家試験の実技試験の課題として、「美容師として必要な知識・技術を身につける課題であるべき」との意見がございました。もう一つの意見としては、2つ目の○ですが、養成施設での美容実習は「国家試験の課題に多く時間が割かれており、より実践的な試験課題とすることを検討するべき」との意見がありました。3つ目の○として、

試験を実施する側からの意見ですけれども、国家試験として試験課目を実施するには、公平・公正であること、実施が可能であることが必須という意見もございました。もう一つの意見としては、ほかの専門職種ですね。厚労省でいっても医療関係職種などもございませぬけれども、それと同様に国家試験に求められるものは、真に基礎的素養を養い、将来にわたって活用できるものを身につけているかを試験で問うべきだという御意見がありました。もう一つ、これまでの経緯として、国家試験の内容変更については、これまでは教科課程の見直しなどが先にあって、それに対応して試験問題の作成や評価基準の作成という準備を経て行われてきたものであることにも留意すべきという御意見がございました。

3 ページ目、データや事実関係としては、まずは法律の規定がどうなっているかということですが、**「美容師として必要な知識及び技能について行う」**ということが法律上書かれてございます。

事実関係としてもう一つ、参考資料3をお手元に置いていただければと思いますけれども、関係する部分を通知の中で太字にしたり波線にしたりさせていただいている資料でございませぬが、この教科基準の運用についてという通知がございませぬ。養成施設においてどういう基準で運用をしていただくかという厚生労働省の健康局長通知でございませぬ。最初は27年につくった通知ですけれども、*にも書いてあるとおり、平成29年の教育内容の見直しのときに大幅に改正をさせていただいているところでございませぬ。

この参考資料3を見ていただければと思いますが、5 ページまで飛んでいただくと、教科の内容の基準がここからスタートしているわけですが、必修課目として最初のほうに書かれてございませぬ。ローマ数字で申し上げますと、「関係法規・制度」、飛んでいただいて、6 ページの半ばに「衛生管理」、ローマ数字だけ読んでいきますと、7 ページには「保健」などが必修課目の項目として、こういった形で8 ページ、9 ページなりに書かせていただいております。

その流れの中で、11 ページ目の下のほうを御覧いただければと思いますけれども、今度は必修課目として「美容実習」がまず位置づけられているということで、その中身を見てみますと、下のほうに「(2) 各項目の内容」というものが書かれてございませぬ。この中の項目、要は、美容実習でこういうことをやってくださいと我々としてお願いしている項目を申し上げますと、「ア 器具の取扱実習」「イ 基礎技術実習」、12 ページ目の「ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習」「エ 特殊技術実習」「オ 和装技術実習」「カ 総合実習」ということが書かれてございませぬ。特に、同じく12 ページのウのあたりを御覧いただければと思いますが、今、試験課題として出されているのが、恐らくウの(ア)の中にヘアカッティングあるいはパーマウェーブ、ヘアセッティング、カラーリングなど、基本的な頭部技術を確実に身につけさせることとなっておりますので、これは必修課目として確実に身につけさせるということでございませぬ。カットあるいはワインディング、オールウェーブがこの中の一つとして選ばれている状況になっていると思います。

その上で、資料1の3 ページに戻っていただければ、こういった健康局長通知を踏まえ

れば、少なくとも実技試験課目を先ほど3つ申しあげましたけれども、養成施設の教育がそういった実技試験に偏ることは想定されず、言ってしまうと先ほどのアからカまで幅広く教育をしていただくことになると思います。さらに、現行の教育課程においても、先ほど申しあげた現在養成施設で教育されている上記の範囲内であれば、実技試験の課題としてまず一つの条件としてはクリアするというので、選択し得るとは考えておりますけれども、その場合、先ほど申しあげた実技試験として必要とされる「公平・公正かつ実施可能か」という諸条件も併せて満たす必要があると考えてございます。

主な論点としては、1つ目の○として、美容師の実技試験について、先ほど来御意見がありましたけれども、「基礎的な素養」を重視する意見あるいは「より実践的な内容」を重視する意見がありました。それをどう考えるかということ。あるいは2つ目の○として、現在の実技試験課目、3つほどございますけれども、その実技試験以外の課目を先ほど申しあげたように選択し得るという状況ですけれども、そういったものを実技試験とする場合「公平・公正かつ実施可能か」という条件を満たす実技課目はあるかどうか。3つ目の○として「養成施設の美容実習時間の多くが、国家試験問題の課題に割かれる」という指摘について、実態はどうか、あるいはどう考えるかということを論点として上げさせていただきます。

4ページでございますけれども、「オールウェーブ」について、特に御意見がありました。前回の検討会では、御発言された皆さんが、オールウェーブは美容の世界には必要な技術なのだということは構成員の中で一致していたと認識をしています。他方、オールウェーブを実技試験の課題とし続けることについては、1つ目の御意見としては、オールウェーブは重要な基礎として授業の中でしっかり教えればよい、国家試験での実技はもっと実践的な技術に使われるものを入れていけばよいという御意見と、2つ目の御意見として、他の専門職種と同じように国家試験に求められるものは真に基礎的な素養であり、将来的に活用できる技術を身につけているかについて試験で問うべきであるという御意見がありました。

データや事実関係として、全美連さんが行った意識調査の結果を資料の2-1、2-2につけさせていただいておりますけれども、このオールウェーブに関してどういう結果であったかというのを申し上げますと、資料2-1の4ページから5ページにかかる部分について、「オールウェーブセッティング」についての意識調査の結果を書かせていただいております。その構成要素に分けてここは聞かせていただいているわけですが、4ページの(3)の部分がピンカールについてということでございますが、これはお答えとしてはおおむね3つぐらいに分けて聞いてございます。1つ目が「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」、こちらを答えた方は26.6%でございました。2つ目「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要は低いと思う」という方が51%、分からないなどと答えている方が右のほうにいらっしゃるということでございます。

もう一つが5ページに移っていただいて、フィンガーウェーブについてでございます。これも先ほどの最初の答え、必要な素養・技術であり、国家試験と問うのは適当と答えられたのが15.8%で、2つ目の答えとして、必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験と問う必要がないという方が61%という結果でございました。

もう一つ、養成施設にもお聞きした調査がございます。資料2-2に移っていただきまして、2ページの上段を御覧いただければと思います。養成施設にもお聞きしたものですけれども、その中で(3)と(4)のところで「ピンカール」「フィンガーウェーブ」ということにお聞きをしております。(3)ピンカールにつきましては、備えておくべき必要な基礎的素養・技術であると答えた方は51.1%、美容ニーズと必ずしも一致していないというのが44%、分からない、無回答の方々が右のほうになっています。もう一つフィンガーウェーブについてどうお考えですかということをお聞きしたときに、備えておくべき必要な基礎的素養・技術であると答えた方が39.1%、現在の美容ニーズと必ずしも一致していないと答えた方が54.1%、分からない、その他、無回答の方々が右のほうになるということでもございました。

資料1の4ページに戻っていただきまして、主な論点として書かせていただいております。前回の検討会で「オールウェーブは必要な技術」という認識は皆さんのところで一致したと考えておりますが、先ほどの美容師の調査あるいは養成施設の調査の結果に照らして、どういうことが考察されるか、どういうお考えがあるか。2つ目の○として、先ほどの1のマル1の総論に照らして、オールウェーブを引き続き実技試験の課題として続けることについてどう考えるかということを書かせていただいております。

もう一つ、資料1の5ページ、マル3「まつ毛エクステンション」についてということで、これも御意見がございましたので整理してございます。主な御意見として、「国家試験の実技試験の導入を図るべき」という意見、あるいは「養成施設で教えてはいるが、実技試験として出題するのは難しいのではないか」という御意見がございました。もう一つ、先ほど福下先生からお話があったとおり、手技として美容師が行うことがはっきりし、通知に基づいて日本理容美容教育センターでの教科書の充実等が図られて以降、それ以前の時期に比べて、国民生活センターへの健康被害の報告が減少したという御意見がございました。

こちらはまずデータや事実関係として、参考資料3の12ページの上のほう、先ほどと同じところのウの(イ)の部分を御覧いただければ、こちらにメイクアップ、まつ毛エクステンションなど、その他基本的な顔部及び頸部の技術を確実に身につけさせることと記述して、そういう意味で必修課目になっているということでもございます。

さらに、意識調査の結果、まずは資料2-1の5ページの中段で、これは美容師さんへの調査でございますけれども、まつ毛エクステンションに関してはこのような結果になっていまして、「現場でのニーズが高いことから、より丁寧に学生が学べる環境を目指して欲しい」50%、これは複数回答ですけれども、「今後、将来を含め、現場での事故が発生

しないように学べるような環境を目指して欲しい」61.5%、「現在のニーズは乏しいが、将来的なニーズを見据えて技術の習得を図るべき」8.5%、特段ないということで8.8%という回答になってございます。

一方で、養成施設でございますが、こちらは資料2-2にまた移っていただいて、2ページの下段でございます。養成施設ではまつ毛エクステンションについて現在の教育がどのように実施されているかを(5)(6)でお聞きをしています。「教えている」というところが、これは増えてきていると思いますけれども、86.7%、「教えていない」が13.3%という結果でございました。さらに(6)「教えている」養成施設にお伺いして、どういう形で教えていますかということで、必修課目として教えているのが29.2%、選択課目として教えているのが50.5%、必修と選択両方を採用しているということが19.8%という結果になってございます。

資料1の5ページに戻っていただきまして、そういった意識調査の結果がある中で、もう一つの事実関係として、○ということで、教育関係団体からは、従前よりまつ毛エクステンションについて実技試験への導入に関して御要望があつて、いろいろと協議なり検討なりをさせていただいていたところでもございます。

主な論点といたしましては、先ほどの1のマル1の総論などにも照らして、まつ毛エクステンションについて、実技試験の課題とすべきという意見についてどう考えるかというところが考えられるのではないかと思います。

6ページ目でございますが、その他の意見として、「カラー」や「接客」について実技試験の候補とすべきとの御意見もございました。

参考資料3に戻っていただいて、同じく12ページでございますけれども、ウの(ア)のところですが、ヘアカラーリングについては平成29年の制度見直しで基本的な頭部技術として確実に身につけさせることと。これは美容実習の必修課目になっているという事実関係としてございます。

接客に関しては1ページお戻りいただきまして、11ページの真ん中の辺りに枠囲いをさせていただいておりますけれども、こちらでは、実習ではないけれども、必修の中身としてしっかり教えることとなっております。

同じく主な論点としては、カラーや接客について実技試験の課題とすべきという意見がございましたけれども、どう考えるかということでございます。

長くなりましたが、続けさせていただきます。7ページにお進みいただきまして、美容実習全体についてというところでございます。1つ目の意見としては、美容実習について、平成29年の制度見直しで実習時間を810時間から900時間に変更などしたところであり、まずはその検証が必要との意見があつた。もう一つの御意見としては、増えた実習時間分については、国家試験問題の課題に多く割かれることになったとの意見がありました。3つ目の○としては、美容師のやりがいや待遇面から、美容サロンに入店後、早く即戦力となるよう、養成施設の教育も改善を図るべきとの意見がございました。もう一つの意見とし

ては、技術の多様化や顧客ニーズの変化への対応は、今までの知識や技術の追加・積み重ねで対応してきたものであって、養成施設は美容師として大切な第一歩となる基礎を教えていくべきとの意見もございました。

データや事実関係として、資料2-1の5ページは美容師調査でございますけれども、美容実習について、これは美容師の皆さんにお聞きしたのですが、5ページの一番下、6. になってございますけれども、美容実習について、平成29年の見直しで実習時間の増が行われたと。昨年3月の国家試験の合格者より新しい教科課程を履修した方が資格を取得しておられると。そういった方々についてどういう評価をされていますかということをお伺いしました。回答としては下のとおりでございまして、「変わった」5.5%、「変わらない」21.4%、「対象者が周りにいない」40%、「分からない」31.3%という結果になってございます。

もう一方の養成施設調査ですけれども、これは資料2-2の3ページの上段を御覧いただければと思います。こちらも同じように、美容実習について、平成29年に見直しが行われ、平成30年度より実習時間の増が行われましたが、それについての評価をお聞きしたものです。一番左、よい効果があったが36.9%、特段の効果が感じられなかったが39.3%、時期尚早であるというお答えも20.6%あったという状況でございます。

資料1に戻っていただければと思いますが、その上での論点でございますけれども、平成29年の制度見直しについて現時点でどう評価するか。あるいは、これは先ほどと同じことを書いてございますけれども、養成施設の実習時間の多くが国家試験の課題に割かれるとの指摘について、実態を含めどう考えるかという論点を書かせていただいております。

8ページ目、美容所における実務実習についてということで、主な意見としては、なかなか複雑だということで実際には運用されていないという意見があった。あるいは、掃き掃除、お客様には触れない範囲の業務を体験するにとどまっているという御意見もございました。もう一方で、実務実習での美容行為は「禁止されている」と認識しているという御意見がございました。

参考資料3の縦の紙の先ほどの健康局長通知では、12ページ、13ページで、12ページの下の方から実習について、特に実務実習について書いてございますけれども、お読みいただければ、特に真ん中のあたりで、まず要件として、管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な監督の下で、美容行為及びその附随する作業を行うとなってございますので、そういった美容行為を行うことは条件付ですけれども、想定はされています。

実態はどうだったかという結果を少し御紹介すると、資料2-1の6ページを御覧いただければと思います。その項目の7のあたりで、美容師さんの調査では、卒業された美容学校で実務実習を実施されましたかと。56.4%が御経験されています。(2)で御経験された方にお伺いすると、どういったことをやりましたかということで、「店内掃除」が一番高く88.1%とかでもありますけれども、その中でも、シャンプーだとか、その右の美

容行為が実習できた方々もいらっしゃるようになってございます。経験した方々にお伺いすると、複数回答ですけれども、お感じになったことはありますかということで、業務に生かされているとか、あるいは生かされていないという御意見、サロンの感覚を学べたという御意見、御苦労が多かったという御意見やモチベーションにつながったということもありますし、消極的な意見としては実施期間が短いとか、美容行為をさせてもらえなかったという御意見がございました。

一方で、養成施設にも調査を行いました。資料2-2の3ページから4ページにかけて書いてございます。「4. 実務実習について」ということで、「行っている」「行っていない」というのが68.7%、30.5%、「行っている」施設に聞くと68.8%が「有効と感じる」、「やや有効と感じる」は28.8%、「特に感じない」「分からない」というのは、書いてあるとおりでございます。「行っている」という養成施設にお伺いすると、主な内容はどれですかというお話をさせていただいたときに、先ほどと同様の結果ですけれども、受付、店内清掃が多くを占めていましたが、美容行為についても実施している養成施設もあるということになっています。

ちなみに4ページに行きますと、なぜ行っていないのですかという理由について聞いていますけれども、実施計画などが煩雑である、清掃等の業務しかできないので教育的効果が小さい、サロン側の協力の関係とか実施先がないというお答えがございましたが、最後、実務実習が必要と考えていますかという問いに関しては、80.3%の養成施設が必要とお考えということでございました。

先ほどのところに戻っていただきまして、資料1の8ページ、下の主な論点でございしますが、我々もこの意識調査を取ったときに自由回答でも拝見したのですけれども、「実務実習で美容行為は禁止されている」というお考えの方が結構いらっしゃったことでもありましたので、そういうことはないという通知解釈について、まずは事実関係として普及することが必要ではないかと思っています。その上で、美容所の実務実習について、より効果的なものにするためにどういったことが考えられるか。あるいは、先ほどいろいろな行っていない理由を挙げられましたけれども、より実務実習に取り組みやすい環境を整えるのに何が必要かということ論点として書かせていただいております。

9ページに進ませていただきまして、もう一つ御意見が出てきたものは、美容学生がアルバイト等で美容師のアシスタント業務をすることについてということでございます。例えば美容専門学校の学生証をもって、シャンプーなどの美容師のアシスタント業務をアルバイトでできるようにすべきとの意見がありました。あるいは、お客様の安全・安心のためにも、美容室において美容行為を業として行うのであれば、たとえ一部であっても、それを行う資格を持った美容師に限らなければならないという御意見がございました。

データや事実関係としては、アルバイト等で美容行為に従事する場合、これは反復継続の意思を持っていると考えられますので、「美容の業」に該当して、美容師免許が必要になるというのは我々の解釈としてそうです。仮に、美容師以外にそれを行うことを認める

のは、今は業務独占がかかっていますので、一定の知識・技術を有することをまず確認する行為が必要だということ。その確認する行為を規定した上で、そういった方に対する業務独占規定の解除という形で、美容師法のなかなか根幹にも触れるような大幅な法改正が必要になるということでございます。3つ目の○としては、ここら辺の規定は平成7年の法改正で現在に至ってございますけれども、その平成7年の法改正のときの経緯といたしましては、当時、実地修練制度というものがございまして、それが厳しい労働環境下に置かれ、効果的に行われていると言えなかった実地修練制度について、平成7年の法改正で廃止し、養成施設教育の中で行うことを基本としたという法改正が行われてございます。

主な論点としては、1つ目、美容師以外に、美容師の免許を持っていない方に美容を業として行うことを認めることをどう考えるか。先ほど申し上げたとおり、その場合「一定の知識・技術を有すること」の確認が必要になってくるということで、この確認作業は誰がどう行うのか。3つ目として、平成7年に法改正が行われた経緯・理由についてどう考えるか。もう一つが、養成施設での美容実習との関係についてどう考えるかということでございます。

最後の3. でございますけれども、「養成段階から就業後に至る人材育成の連携・接続について」ということでまとめさせていただいています。その中の主な御意見としては、1つ目、これは再掲になりますけれども、やりがいや待遇の関係からも早く即戦力になるように養成施設の教育も改善すべきという御意見がありました。もう一つは、これも再掲になりますけれども、今まであった技術、もともと養成施設では大切な第一歩を教えていくべきという御意見でございました。もう一つ、例えばということで、シャンプーについてということで御意見をお聞かせいただきました。例えばシャンプーについて、免許取得し就職してから4か月から半年くらいかけないと戦力にならないという意見がある一方で、養成段階で基礎をしっかり教えているので、企業ごとに異なるシャンプーの方法に対応できている、企業が努力すれば即戦力として成長できるのではないかという御意見がありました。

そういったことも踏まえまして、学校の特徴や各店舗の特徴のずれはいい意味もある、それを埋めていくために、養成段階である程度経験することで、理解力やマスター力が高まるのではないかという意見がございました。もう一つが、一般に専門職は、卒業したては何もできないけれども、職場の研さんあるいは自己研さんを積んでプロになっていくものであると考えているという御意見もございました。もう一つ、美容師の担い手の減少あるいは早期離職などについて改善が急務であるという御意見がありました。もう一つは、取組の御紹介として、養成施設を卒業した生徒が安心して働けるように美容所の経営者団体との「産学連携事業」を行っているという御紹介もありました。

11ページ、主な論点として書かせていただきました。基礎的な知識・技能をしっかり持ちつつ、時代の多様なニーズに対応できる美容師を育成していくためには、主に基礎的な教育を行う養成施設と、卒業生を職業人として受け入れて、育成していく経営者それぞれ

が十分な役割を果たすべきではないかということでございます。そのためにも、養成施設と経営者が意見交換や連携を継続的に行う必要があるのではないかと。3つ目の○として、美容師資格取得後の早期離職率が高いことについて、関係者がどう取り組んでいくべきか。4つ目の○として、美容師免許を取得した者が長く活躍するためにも、働き方改革のようなことを推進していくべきではないか。特に、社会保険の加入促進や労働基準の遵守も求められるのではないかとということでまとめさせていただきました。

長くなりましたが、資料1の御説明は以上でございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、御意見や御質問をお願いしたいと思います。ただ、議論の進め方ですが、ただいま事務局の説明のあった事項及び主な論点など、案ですからほかに論点もあってもいいかと思うのですけれども、その論点ごとに議論を進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

また、前回同様、発言時には挙手の上、私が指名してから発言していただきますようよろしくお願いいたします。また、発言時には氏名を名のって発言していただきたく思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、1番目の「国家試験（実技試験）」のマル1の総論というところで、まずは御意見、御質問がありましたら挙手をよろしくお願いいたします。

ないようでしたら、何人か私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、最初に、今日代理で出席していただいている雑賀代理、よろしくお願いいたします。

○雑賀代理 皆さん、こんにちは。日本美容サロン協議会、JABSの雑賀です。よろしくお願いいたします。今日は岩田の代わりに出席させていただきます。

私ですけれども、現在、美容室を運営させていただいております。また、日本と、日本に戻ってくる前はイギリスでも美容室で勤務しながら、イギリスの国家資格に準ずるものを取れる場所、そういった施設で働いておりました。

僕が今回この「国家試験（実技試験）」についてJABSの観点から申し上げますと、国家試験というものに関しては本当に大切なものだということは分かっていますが、即戦力を求めるというのが現在の社会にある上で、どれだけ早くというところが、ちょうど25年前にイギリスにいたのですけれども、今の日本と似ているなと思っています。僕が美容業界に入った頃は師匠みたいな感じだったのですけれども、そういう徒弟制のものが全くなくなって、今、僕とスタッフの関係はただの上司と部下というところになってきて、完全にフリーエージェントの時代がやってきてしまったので、なるだけ早く美容師として育てないと、我々がやっているサロンはどちらかというと教育型のサロンと呼ばれているのですけれども、時間がかかったり、育て上げた頃にそういった教育を行っていないサロンもどんどん増えてまいりまして、そこに引き抜かれるという現状が常日頃ありまして、僕のサロンでもつい3日ぐらい前にスタッフと話したとき、実はもう行きますと。教育が終

わったので行かせてもらいますみたいな、非常にドライな世の中になってきたなということも含めて、国家試験の大事さ、職域を守るというところは非常に僕も大切だなと思っ
ていますが、なるだけ早く、国家試験という部分のウエートが多くを占めているので、内容
を見直す時期が、アンケートを見てもアップデートの時期は来ているのではないのかとい
うのを今日お聞きして感じました。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、試験関係ですので、遠藤構成員、よろしくお願いいたします。

○遠藤構成員 前回の検討会でも申し上げましたし、先ほど課長からも前回の検討会のま
とめをしていただいた内容そのものでありまして、繰り返しになって恐縮ですが、
養成施設で学生さんが学ばれた美容師としての必要な知識・技術をきちんと評価すると。
それには再三言葉が出てきていますけれども、公平・公正でありますし、幾ら理想的な試
験像があったとしても実行を本当にできるのか。限られた時間、学生さんへの様々な負担、
あるいは試験を評価する試験監督の養成等々といったことも考えて、国家試験や実技試験
の課題をどうするかを考えてきております。今後もそうあるべきだと思っております。一
般論しか申し上げられませんが、それが私どもセンターの立場です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

もう一つ、実践の立場から、吉井構成員、いかがでしょうか。

○吉井構成員 全美連の吉井と申します。

今の国家試験の在り方についてということでもありますけれども、実際に習うことが非常
に多くなってきました。そうすると、限られた時間の中でどういう部分に集中して勉強し
たらいいのだろうか。それは生徒のニーズもありますし、学校の方針というか、教え方
もあるのだろうと思います。ですから、あくまでも国家試験、要は業務独占を前提とした
試験であるべきなのだろう、こう思いますし、また、皆さん方が今やられていることにつ
いて、それがいいのかどうなのかということは今後出てくるとは思いますけれども、一つ
一つ検証してやっていけばと考えています。

○宮崎座長 ありがとうございます。

カリキュラム全般を見ている観点で、谷本構成員、いかがでしょうか。

○谷本構成員 教育センターの谷本でございます。

養成施設に入学してくる生徒は、試験合格が美容師となる第一関門ですので、美容実習
の時間が国家試験の課題が中心となってしまうことは否定できないと思うのですね。しか
し、養成施設としては、今後も、できる限り幅広い、今もやっていますけれど、幅広い美
容実習がなされるよう周知してまいりたいと思います。

それと、前回の会議で成松課長から国家試験についてのお話がありましたが、改めて実
技試験の課題を決めるのはどこかを確認させていただきたいのですが、よろしいでしょ
うか。

○宮崎座長 お願いします。

○成松課長 生活衛生課長でございます。

事実関係として申し上げますと、実技試験の具体的な課目は試験センターで決定いただくことになっています。他方で、厚生労働大臣の出す免許のための国家試験でございますので、美容師法上では厚生労働省は試験センターに対して様々監督したり、お願いをしたり、命令できることになってございます。したがって、今回、この検討会で実技試験課目に関しいただいた御意見あるいは議論につきましては、試験センターないし厚生労働省で受け止めさせていただいて、適切に対応させていただくことになろうかと思えます。

○宮崎座長 よろしいですか。

○谷本構成員 ありがとうございます。

それでは、ここで決定するという事ではないのですね。

○成松課長 実際は先ほど申し上げたとおり、適切に対応させていただきます。

○谷本構成員 ありがとうございます。

○宮崎座長 よろしいでしょうか。

今、指名で御意見をいただきましたけれども、ほかの構成員のほうで、あるいは追加の意見でも結構ですけれども、ありましたらお願いします。

論点で3番目の養成施設の美容実習時間、後のところにも関わってくるかと思えますけれども、国家試験問題の課題に割かれるという指摘についてというところでは、学校のほうではいかがでしょうか。

原構成員、お願いいたします。

○原構成員 国家試験に合格するために、学校は基礎を教えているところです。国家試験に受からないと困るから、900時間のうち大半は対策に当てています。合格しないと美容師になれません。だから、養成施設はそこを中心に頑張っております。ですから、国家試験は美容の基礎技術を評価する課題でないといけません。何でも同じだと思うのですけれども、基礎がしっかりしていないと、上にいろいろなヘアスタイルをつくるにしても基礎があるからつくれるのであって、基礎ができていないと実際に難しいかと思えます。ワインドとかウェーブも本当に私は必要だと思っております。取り留めがなくて申し訳ないのですけれども、そういうことです。

○宮崎座長 ありがとうございます。

この論点に関して御意見はありますか。

雑賀構成員、お願いします。

○雑賀代理 前回とか最初にテーブルに上がったオールウェーブセッティングという件に関して、実は僕も先週のファッションの現場では使うわけなのですね。でも、使うに至るまでに何年もかかっているというところで、共感が得にくいなど。僕自身も原様がおっしゃったように本当に基礎は大事だなと思えますので、JABSとしても否定はしていないのですけれども、国家試験のために500時間ぐらい割かなくてはいけないような現状になってい

るところで、実践的なところを求めると、今、アップデートしなくてはならないタイミングがどうしても来てしまっているのではないのかなというのは、現場の声を聞いていても、今日のアンケートの結果を見ると考えなくてはいけないのかなとは強く思っています。ありがとうございます。

○宮崎座長 お願いします。

○谷本構成員 フィンガーウェーブで500時間かけるというのはどこから出ているのですかね。

○雑賀代理 国家試験に対して500時間かけなければいけないと。

○谷本構成員 それは国家試験全てのことでですか。

○雑賀代理 そうです。ですから、ウエートの的にどうしてもやらなければいけなくなっているところはあると思うのです。

○谷本構成員 そうではなくて、要は、必要な基礎技術ですのでやっているということで、国家試験のためということばかりではないのです。ですから、養成施設はそれ以外のことも全てやっていますので、他は何もしていないようなことではないのです。それは認識しておいてください。

○雑賀代理 もちろんです。

○宮崎座長 よろしいですか。

今、雑賀代理から出ましたけれども、基礎的なところでオールウェーブの話が出て、それはまさに先ほど国家試験の実技2というところで、オールウェーブについてというものがあつたかと思えます。ここで、先ほどの説明にもありましたけれども、前回の話ではオールウェーブが全く要らないという話はなかったかと思えます。調査結果では先ほど出たとおりに、もろ手を挙げて全員が賛成というわけでもないという結果も出ていて、ただ、オールウェーブはあつたほうが良いということですので、その辺、皆さん、結果と前回の話合いで一致したところをどのようにお考えになったのでしょうか。結果を見ながらどのようにお考えになったのかというところで、このオールウェーブについてというところで御意見をいただけたらと思えます。どなたか御意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

先ほど雑賀構成員からはオールウェーブの話はもう出ましたので、吉井構成員、よろしいですか。どのようにお考えでしょうか。

○吉井構成員 先ほど申しましたように、店舗において多様化していつている。当然お客様のニーズが多様化していますから、サロンにおいてはいろいろなサロンがあるというのが現実だと思います。それに伴って、学校においてもいろいろな技術を学び、教えてほしいという要望もあろうかと思っています。そういった点からすると、基礎的なものをしっかり教えることが、結果的に美容師さんがサロンに勤めたときにおいて、そのサロンにおいてのサービスがどうしても主体的になっていくのだろうと、こう考えます。そういうことからして、いろいろなニーズがいっぱいあるのだろうということが結果的に絞り込め

ないところなのだろう、このように考えているところであります。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

教育センターとしてはいかがでしょう。これはどうお考えでしょうか。谷本構成員、お願いいたします。

○谷本構成員 教育センターの谷本です。

前回JABSさんも、それ以前はたしかもうオールウェーブなんか要らないというお話がありました。前回の検討会のときには、それは必要なものであると。そして、今も雑賀先生もそのようにおっしゃっていますけれども、だから、重要なものは重要な中でしっかり教えてくれたらいいと。それだけオールウェーブの必要性は認識していただいていますので、それならば、国家試験の課題にしてもおかしくないのではないかと思います。それは今、使っているとか使っていないとか、Aのお店で使っているかどうかは別にして、基礎の技術という意味で、私どもは今後も養成施設で、ただ、正直に言いまして、コームアウトした後の最終の姿は子供たちも見ていないかもしれない。そういうことに関しては、ただローションをつけてこうやってやる仕事だけではなくて、仕上がりをちゃんと見せてやる、その効果をどうだというのも必要ではないかとは思っています。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

原構成員、お願いします。

○原構成員 オールウェーブというのは、セットするに当たってコームの扱い方ですね。それから、解かし方、毛先の扱い方など全てに基礎となる技術ですから、絶対に必要かだと思えます。先ほどショーをするときにウェーブを使いましたとおっしゃっていましたが、そういう視点でも絶対に必要だと私は思っております。

○宮崎座長 ありがとうございます。

現在の国家試験で当然実技試験の課題としてありますので、遠藤構成員、この実技試験に関してのお考えがありましたらお願いいたします。

○遠藤構成員 繰り返しになりますけれども、私どもとしては国家試験の目的というのは、養成施設で学んだ必要な知識・技能を検証すると。今回、1回目、2回目の議論の中で皆さん基本的にはオールウェーブは必要な技術であるというので、そういう論理でいけばオールウェーブを実技試験の課題としていることは問題ないと思っております。

ただ、いろいろ伺っておりますと、試験のためのオールウェーブのようになっているのは問題であるのではないかなど。何のためにこのオールウェーブが必要なのだ、どうしてここまで時間をかけてやる必要があるのかをきちんと生徒さんに教育していただくほうが大切であると考えます。僭越ながら、センター側としてそれを言う立場にあるのかどうか分かりませんが、ただ、試験が悪い、試験が原因だと言われると、もうちょっと本論に立ち返っていただく必要があるのかなと思います。そう申しますのは、では、次の課題にし

ようといったときにも、申し上げたように、それは本当にきちんと教育して行って、これは何のために必要で、あなた方は将来こうなのだよということを生徒さんに伝えていただいて実習していただかないと、結局また私どもの試験で試験のために何百時間もやって、何か分からないけれども試験を合格するためのみに私たちはやらされているということになってしまいます。これはオールウェーブに限らず、実技の課題を考える上での重要なポイントではないかと考えております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

いかがでしょうかね。この件に関しまして御意見がありましたらお願いします。

最初のほうにもありましたが、基本的にここに関しては前回の会議からあまり大きな争点はないかと思っていますので、意見としてはこのくらいでよろしいでしょうかね。

ありがとうございます。

次に、まつ毛エクステンションについてというところになりますか。つくっていただいたレジュメの5ページになるかと思います。まつ毛エクステンションについて、実技試験の課題とすべきではないかという論点が前回の会議としては出ております。

いつも最初で申し訳ないですけども、これも発案のものの雑賀代理から、再度御意見がありましたらお願いしたいのです。

○雑賀代理 雑賀です。

前回とそこまで変わることはなく、安全上とかを含めて、今日の結果を見たらまだ教えていないというところもあったので、実技試験以前の課題もあるのではないかなとは感じました。それをクリアした上でするかどうかという議論も必要なのではないかと思いますけれども、現実的に今の状況にプラスオンというのは考えにくいのかなというのは、それは僕個人的な意見ですけども、この職域を守る上でももう少し踏み入ったことが必要なのではないかなと思っています。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

同じように、サロンから吉井構成員、いかがでしょうか。

○吉井構成員 吉井でございます。

先ほども申しましたように、サロンとしてのニーズは非常に高い。それから、養成校といったところにしても現在行われていないところがあるにしても、アンケートを私どもは業者向けには行いました結果から見ても、非常に興味を持っているし、技術力をもっとアップしてほしい、しっかりした安全な技術を教えてほしいのだということの要望が多いのではないかと、このように考えています。まずはそこからスタートしていただければ次の課題に移れるのではないかと、このように考えます。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

なるほど。就職した人からのニーズも高いということでもいいのですか。

○成松課長 事務局です。

アンケート調査結果を見ると、美容師さん、就職されて管理美容師さんになろうとしている方の御意見としては、しっかり学びたいというか、そういうことだと思います。

○宮崎座長 ありがとうございます。

○吉井構成員 言葉違いか分からないですけども、商売として考えている段階というよりも、むしろ将来的に対してもそういった技術が確立していく、安全性が担保されていく、こういったことが必要なのだろうと、こういった意味合いです。

○宮崎座長 ありがとうございます。

学校でまだ対応していないところもあるということですけども、教育センターとしてはこの辺はどのような努力をされているのでしょうか。

○谷本構成員 教育センターの谷本でございます。

ちょっと長くなりますけれども、教育センターとしては、このまつ毛エクステーションは、平成24年より必修課目の教科書に掲載し、教育を行ってきたところです。しかし、その後も国民生活センター等に健康被害の相談等が多数に上ることから、複数回にわたり厚生労働省より危害防止の徹底について、通知が発出されました。そのような状況の中、更に、平成25年の生活衛生局長通知で「まつ毛エクステーションの教育プログラム等について」が発出されたことから、私どもの教育センターでは、ここにおられます福下先生のお力も借りながら、養成施設での教育環境のより一層の充実を図るため、平成26年7月からエステティック等認定制度（略称ABE）にまつ毛エクステーションを加えたところであります。その折に、将来の方向性として、実技試験の課題とすることについても提案してきたところでございます。また、平成29年7月の厚生労働省通知により必修課目の具体的項目としてまつ毛エクステーションを教科書に掲載した際も、同様に、将来の方向性として実技試験の課題となるよう提案してきたところでございます。

通知に基づき、平成30年より必修課目の項目に追加され、各養成施設の取組も、短期間で教員確保などの問題にも対応し、確実に充実されてきたところでありますが、今回のアンケートの結果に鑑み、現時点では、今後も養成施設での教育のなお一層の普及に努めていきたいと思っております。僕はもっと大きな数字が、皆さんはやってくれているものと思っておりましたけれども、そこまで行っていないのは現実ということなんです。

○宮崎座長 ありがとうございます。

試験に実技はどうかということで、これもまた試験センターのほうでどんな御意見でしょうか。

○遠藤構成員 これまでの御議論並びにアンケート調査結果では、オールウェーブと同じように、皆さん方、関係者の方々は美容師として大変必要で重要な知識・技能であるということは理解できておりますし、オールウェーブと同じようであれば実技課題として当然あり得るだろうと思っております。ただ、これも冒頭に申し上げた試験実施をする立場と

しては実行性といいますか、そこがこれまで私どものセンターで経験した実技試験のやり方とかなりここは違ってくるのかなと。とりわけ福下構成員から注意すべきことなどを幾つか御指摘いただいておりますので、そういったところを慎重に検討していく必要はあるだろうと思っております。それから、谷本構成員もおっしゃったように、まずはこの実習がきちんと全部の養成施設に普及してからでないと、やっているところだけしか試験が受けられないことはないのでしょうかけれども、差が出てきてはいけませんので、そこを見ながらということになるかと思えます。繰り返しますが、実技試験の課題としては当然検討課題には上がると思っております。

○宮崎座長 ありがとうございます。

実技試験ということで、眼科の専門家からして、福下構成員としてはいかがでしょうか。突然ですみません。

○福下構成員 よく分からないところがいろいろあるのですけれども、一般に働く女性が多くなってきて、お化粧のときには目力を目的としてまつ毛エクステーションをしている女性は非常に多いです。国会議員の先生方を見てもかなりしていらっしゃいます。では、そのまつ毛エクステーションをどこでするのかといいますと、美容師の方にさせていただく、または自分でするという人も中にいますけれども、専門の知識を得た人にさせていただくということになりますと、各養成施設でその知識を普及していただかないことには始まらないと思えます。非常に目の近く、さっき申し上げたとおりいろいろな危険性をはらんでいますので、養成校で実習と実技をしていくことは、もちろん知識と同時に実習で安全に施すことが非常に望まれるので、これをぜひ将来必要な技術なのでしていただきたい。そして、それに医師が医学的な知識を普及させるのにお手伝いさせていくことが一番望ましいのではないかと考えました。

以上でございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

目が合ってしまったので、原構成員、学校サイドでいかがでしょうか。

○原構成員 まつエクに関しましては、本当に大変デリケートな場所の施術であり、眼機能の障害、先ほど見せていただいて怖い感じがするのですけれども、そういう障害など考えられるケースを把握するなど、専門的な知識の習得は必要だなど思いました。うちでも指導しておりますから、必修課目に入れてあります。ですから、必要は必要だけれども、国家試験の課題にというのは、ちょっと。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

津田構成員はいかがでしょう。

○津田構成員 中小企業診断士の津田です。

私は、現場で働くまつ毛エクステーション専門店で働いている方の意見として、最初か

ら美容師ではなく、いわゆるアイリストなどと言われますが、そのような職業で働きたいと思っていた身からすると少し違和感があったという話を聞いたことがございます。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

そのほか、まつ毛エクステンションの国家試験化について何か御意見はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次の論点に移っていかうかと思えます。

これも「国家試験（実技試験）」のところで、カラーや接客についても実技試験を考えてもいいのではないかという意見が前回ありまして、この点について、これも発案の雑賀構成員からよろしく願いいたします。

○雑賀代理 JABSの雑賀です。

あくまでも我々は即戦力という観点からしましても、現段階でサロンにおきましても、このカラーの技術が整っていたら最初に入れる技術の一つとなるのですね。ですから、この部屋を見渡してもオールウェーブよりカラーのほうが多いというところもあると思えますし、実際にお客様の半分以上がカラーをしている状況もありますので、より早くそこに行けるということと、もしくはこれが実技試験にならなくても割く時間、オールウェーブ等国家試験の対策にかけている時間がちょっとでもカラーに行ってくればという思いは切に持っています、実際に今行っている基本的な技術というところで総合性を持たせるのだったら、カラーがあってもいいのではないかと思います。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、これも毎回国家試験のことですので、遠藤構成員、またよろしく願いいたします。

○遠藤構成員 各論になりますけれども、接客なのですが、美容実習の中にも入ってなくて、どうやって接客の実技試験をやるのかなというのは非常に難しいなというところですね。

カラーも、御存じのように筆記試験ではもう入れてはいるのですがけれども、これも繰り返して恐縮ですが、実行性とか実現性を考えると、カラーは私も詳しくないのですが、実際に色が変わっていくところも見なくてはいけないのか、あるいは洗うとなると洗髪でしょうか、これはどういうやり方をするのでしょうか。むしろ雑賀代理に何かアイデアがあったらどうなのかなと。とりわけカラーの実技試験はどんなものなのかなというのを伺えればと思います。

○宮崎座長 いかがでしょう。雑賀代理、アイデアはお持ちでしょうか。

○雑賀代理 現段階でサロンで行っているのは、大きく分けて普通に1色塗りするのとハイライトなどがありまして、考え得るのは塗布の均等さ、量といったところで、どれだけ頭皮につくつかないかも実際にサロンに入ってきたときに試験項目の内容になっている

ので、そういった部分では薬剤を塗布するところが重要ポイントの一つであると思います。あとは身の回りの衛生とか、そんな感じではないかなと思います。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

このカラー、接客の実技試験化について御意見がありましたら、毎回全員当てるのもお答えする先生方も大変でしょうから、御意見がありましたらぜひお願いしたいです。よろしいですか。

谷本構成員、お願いいたします。

○谷本構成員 谷本でございます。

養成施設は、カラーも接客もやることはやっています。あなたのグループがおっしゃっていることは、感じとしてやっていないように聞こえてしまうから、そうではなくて、やっているけれども、あなたのところが言いたいのは、国家試験にそんな時間をかけないで、もう少しこれもやってくれと、これに多くの時間を割いてくれと、こういうことだと思うが、養成施設が国家試験の課題以外の課目をしていないように聞こえてしまうから、それは養成施設側として、すべての課目をやっているということだけは認識しておいてもらわないと困ってしまう。それは現場としてはちょっと足りませんというのは、また今度の話で、そうでないと、養成施設はそんなこともこれも何もしていないという捉え方をされてしまう。JABSの発言を聞いていると、そうではないのですよ。養成施設もやっているけれどもということ、これからは入れて発言してください。

以上です。

○宮崎座長 ほかにこの件、御意見等、いかがですか。

今、学校現場の話が出ましたけれども、原構成員、いかがですか。

○原構成員 これを国家試験とかに取り入れたらどのように審査するのだろうか、いろいろと考えさせられますね。公平に審査できますかしら。先ほど遠藤構成員も言ったように国家試験であれば、そういう視点も必要だと思います。

○雑賀代理 雑賀です。

塗布の部分だったらできると思います。洗髪まではほかの課目でも実際に実技を行っていないので、スタートする場面から塗布する場面までというところにはなると思うのです。塗布の量感や均等に塗っているかというのは、ジャッジを実際に今も現場でやっているのです、公平にはできるかと思います。どのようにやるのかというのは、パネル一枚一枚になっているかと思うのです。塗る幅のサイズとか、そういったところとか、顔は薬剤でどれぐらい汚れているかとか、そういったところもきっちりチェックできるかと思います。これは審査員とか、そういうことも実際に何度かやらせていただいているので、そういった意味でもきれいに塗れているか、身の回りはきれいかという衛生の部分も含めて、ある程度は今、ぱっと聞かれた上ではそれぐらいはお答えできるかなと思います。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

そのほか、この点に対して御意見がありましたらお願いします。

福下先生、お願いします。

○福下構成員 福下です。

門外漢のような立場で、カラーのことはよく分からないのですが、接客が国家試験というのはそぐわない感じが一瞬、それはむしろ養成課程でしっかりと教育すべきであり、また、美容師になった段階でその就職先できちんと接遇を教えていくべきもので、国家試験において接客はそぐわない問題かなと思いました。一言感想を申し上げる次第です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

接客に関してはいかがでしょうか。今まで議論は出なかったかと思いますが、今、なかなか難しいのではないかとということですが、追加の御意見はよろしいですか。

では、ここの部分、意見は出尽くしたということで、次の論点、まだまだこなすものがありますので、話し合っていきたいかと思えます。

2番目の「養成段階での知識・技能の取得について」ということで、今度は美容実習についてのことになります。先ほどもありましたように平成29年度に制度改正がありまして、それを現時点で美容実習は810時間から900時間という90時間増やしたということですが、アンケート結果あるいは肌感覚としてどのように評価するのかという点と、先ほども最初のところでも出ましたが、美容実習の時間が国家試験問題の課題に割かれるという指摘についてどう考えるかということになります。

では、勝手に今度は順番を変えまして、吉井構成員からお願いできますか。

○吉井構成員 29年の見直しから以降の件ですね。先ほど説明がありましたように、29年度から変わったということで、実際に今回のアンケート調査においてもはっきりと分からないと。分からないというのは、アンケートに答えた人たちが、さほどはっきりとそれに答えてくれる人が少なかったと思います。そういったことから、もう少し時間が必要なかなと、このように考えて、今の段階でこうではないのという結論を出す段階ではないかなと、こう思います。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

では、またこのカリキュラムのほう、実質上でいろいろ研修等を進めていった谷本構成員、いかがでしょうか。

○谷本構成員 谷本でございます。

吉井理事長がおっしゃっていることと全く同じですが、まだ卒業生が卒業したのが1年、2年前の話で、しっかりした評価もなく検証もなくという状況では、それを変えるということになると、現場としては大変混乱する。ただ、養成施設としましてはおっしゃっていることはよく分かりますので、幅広い美容実習がなされるように努力していきたいと思っています。

○宮崎座長 ありがとうございます。

雑賀代理、いかがでしょうか。

○雑賀代理 雑賀です。

先ほど谷本さんからありましたように、養成所が何もしていないと聞こえる発言をして、不愉快な思いをさせて、すみませんでした。もしかして言葉が強かったかもしれないのですけれども、何もやっていないと言うつもりでは一切言っておりません。この件に関しましても、お二方がおっしゃったようにまだ時期が早いというのは僕も個人的な意見で思っています。一方で、増えた分がまた今後国家試験の時間のみに割かれてしまう心配は個人的にもありますし、幅広くやっていくということでしたので、この時点ではこの件に関しては以上になります。ありがとうございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。

現場の話が出たので、何でも原構成員に振ってしまうのですが、原先生の学校ではいかがでしょうか。

○原構成員 29年に制度の見直しをしていただいて、現時点でどう評価するか。今は現状のままで、吉井構成員がおっしゃっていたようにそれでいいのではないかと思います。この調査結果は、まず従業員が回答のほとんどを占めておりますね。立場の違いによる回答の割合が見えないことが気になります。自分自身が接するのにこの技術は使えないと思っているのか、指導者としての立場で教える側がオールウェーブの技術とかをしっかりと身につけているにもかかわらず、そんな技術を身につけて何の役にも立たないと思っているのか、ちょっと気になります。

以上でございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。

全般的にはまだ見直しには早くて、もうちょっと全体の動静が、いろいろなところで新しいカリキュラムで学んだ人たちがどのように生かしているのかが分かってからというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次の論点に移ってまいります。2番目の「養成段階での知識・技能の取得について」の美容所における実務実習について、御意見があればお願いいたします。

ないようだ、またこれも指名させていただきます。

何度もすみません。雑賀代理からこの点についても御意見があればよろしくお願いいたします。

○雑賀代理 雑賀です。

即戦力の観点というところでいつもお話をさせていただいているのですけれども、まずアンケート等を見せていただいて、フェアに実務実習を生徒さんができる環境が一番大事だと思いますし、受け入れる美容室がないみたいな話もあったと思うのですけれども、計画に基づいて実施されるために養成校と美容室両方の連携がもっと必要なのかなど、この

ものを見て思いました。

美容の自分のスタッフに聞いていても、やれる範囲、先ほどありましたけれども、どこまでやっていいのかが不明瞭、グレーな中なので、ある程度もう少しどこまでというところが分かると、違うバイトだったり、または髪の毛に触れないというところでグレーなケースでドライヘッドスパという美容室ではないところでそういうものを習ったと。シャンプーをしてもらったりすると、めちゃくちゃうまかったのです。何でと聞くとそういう美容所ではないグレーなところで身につけてきたという子も実際にいるので、それだったらこっちでできるほうに何か動けたらいいなという意見はあります。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

これもまたすぐ吉井構成員に聞いて申し訳ないですけども、実務実習の件に関してはどうでしょう。

○吉井構成員 実務実習については、以前は御存じのとおりインターン制度というものがありませんでしたが、それが現実に廃止になってしまった。それで実習時間が増えたと。それで国家試験の時間にそれが割かれているのではないかと御懸念をお持ちだと。これについては各学校においていろいろ御苦勞していただいている部分と、サロン側としていろいろなニーズがあるということが一つあるのだろうと。ただ、実務実習について賛成か反対かといったら、私はどっちかといったら賛成のほうです。少なくとも現場をちょっとでも知っていることがサロンに勤務するスタートラインに立つ上では必要なのだろうと、こう考えています。ですから、実務実習のこれからの捉え方、また、やり方については検討することも必要なのかなと、このように考えています。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

実務実習については現行のカリキュラムでも時間数は位置づいていますけれども、その辺について、センターの谷本構成員、いかがでしょうか。

○谷本構成員 谷本です。

これはサロン側にも学校側にも課題が残っていますので、いろいろ解決しながら進めていきたいと思っています。

○宮崎座長 ありがとうございます。

では、学校のお立場から原構成員、お願いいたします。実務実習についてはいかがでしょう。

○原構成員 29年に改正されて増えた分を国家試験にといいますけれども、国家試験に受からなければ何にもならない。先ほども申し上げましたとおり、ある程度時間が本当に試験対策に割かれるのも仕方ないと言えます。そう思います。

即戦力とおっしゃいますけれども、どこまでが即戦力が教えていただけますか。

○宮崎座長 雑賀代理、よろしいですか。

○雑賀代理 雑賀です。

即戦力、僕の経験してきたケースでいうと、サロン側の努力ももちろん必要だと思うのですが、現時点で全体的に教えるとなると、平均して教育型サロンで弊社ですと単価が1万5000円ぐらいのお代金を頂くとなると、早い子で3年でやっと技術が渡せる立場になるという感じなので、遅い子だと5年ぐらいかかってしまうのですね。シャンプー、カラー、パーマ、カットにそれぞれかかる子だとシャンプーで4～5か月、カラーで1年ぐらいかかる子もいます。パーマと両方で。それでカットで1年というので、そこにシャンプーの中にはトリートメントとか、そういうものが入っていますので、それを1年でも縮められると即戦力というような、時間の概念だとそういう感じになっていくと思います。

以上です。

○原構成員 ありがとうございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。

そのほか、この実務実習について、いかがでしょうか。

養成校のほうも8割実務実習に行った学生はきちんと目標を達成して、これはいいことだと言っておりますし、先ほどありましたけれども、確かにどこまでの範囲というのが何となくはっきりしないというところは、この前の議論でもそれはやっていいのかどうかという議論もあったくらいですので、そこは確かにはっきりしていくことも必要だと思います。私の話をして申し訳ないですが、実習をするには学校のほう、送り出すほうもかなりの準備を必要としていきます。先ほどありましたように受け入れるサロン側と送り出す学校側が二人三脚でいかないとというのは非常に納得できるというか、経験上からもそうでないと実質は学生たちが困るだろうなという気はいたします。すみません。私の勝手な感想を述べさせていただきました。

そのほか、何かこの部分で御意見があればぜひお願いします。よろしいですか。

それでは、次の「養成段階での知識・技能の取得について」のマル3、美容学生がアルバイト等で美容師のアシスタント業務をすることについてというところで、この部分について御意見があればぜひよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

これもまた指名でいいですか。

雑賀代理、お願いします。

○雑賀代理 雑賀です。

先ほどもドライヘッドスパで実際にバイトをされていて、美容室ではできないのですけれどもそういったところで行っている事実もあったり、または実際に来月から弊社に入社するスタッフにおいてはアルバイトをさせているのです。内定が決まってから、学校が終わった後に、話を聞いたら居酒屋とかコンビニとかでやっていますと。それをやるのだったらうちに来て掃除とかを行って、終わった後に練習、タイミングがもし空いていたら見てあげるよという形で実際に行っています。一方で、ちゃんとした管理下だったらカラーの補助業務やパーマの補助、または後ろに一緒に入るところは個人的にはあってもい

いのではないかなと。美容学生であるべきで、もちろんすごくセンシティブな場所ではあると思うのですけれども、なるだけ早く一人前にするという観点では少し緩まってもいいのではないかと。基本的に刃物を扱ったりするのは反対かなというのを、現場で実際に一緒に仕事をしていたりするところから見ると、ちゃんと免許を取って、ちゃんと試験に合格してというところが、僕の中ではボーダーラインの場所かなと思っております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

同じサロンの立場から、吉井先生、いかがでしょうか。

○吉井構成員 先ほど実務実習の話が出ました。それから、その前に実習の話と。今回の場合はアルバイトで美容の補助業務ではなく美容の技術、例えばシャンプーなどをさせるのはどうなのだろうかという御説明だと思います。これについては、私どもは基本的なスタンスは、業務独占と免許制度は堅持していくべきだというのがスタンスなのです。それで一つ、例えばそれぐらいはとってしまう部分が結果的にはグレーゾーンがどんどん広がっていくケースになっていく可能性もあるということで、むしろじれったいのかも分かりませんが、我々はかえってそのようにはっきりとすべきだろうというスタンスであります。ですから、これについては今のものをいかにして堅持していくかが大切なのだらうと考えています。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

教育センターではいかがでしょうか。谷本構成員、よろしく願いいたします。

○谷本構成員 谷本です。

基本的には、それこそ吉井理事長のおっしゃるとおりだと思います。アルバイトに行つて実際にシャンプーをするということではないのでしょうか。練習をさせるということなのですか。

○雑賀代理 雑賀です。

今、うちでやっているのは普通に掃除とかそういうことだけで、練習を見ると。ですから、実際はシャンプーはさせていません。

○谷本構成員 それであれば、サロンと子供たちが一致したらどうぞやってくださいと。ただ、美容の業務独占の業務を行うことは困ります。レッスンはどうぞ。

○宮崎座長 ありがとうございます。

美容の運営のほうにも関わりますので、津田構成員、もし御意見がありましたらよろしく願いいたします。

○津田構成員 中小企業診断士の津田です。

私が認識している範囲で、一定数そういったことをやらせてしまっているサロンは存在していると認識をしています。そこはもちろんグレーゾーンに甘えている部分はあるのですが、私が知っている範囲ですけれども、決して少なくないと思っています。それを

解消するために必要なこととして、納得のいく線引きを提示することが必要だとは思いますが。ただ、私個人の意見ですけれども、私が顧客としてそういったサロンを利用するときには思うこととして、学生であることを隠した状態で接客されることに対してすごく不快に感じる部分があります。私も顧客として施術を受けたときにシャンプーを学生の方がしてくださったことがあるのですが、そのときにきちんと説明をされて、「よろしいですか？」という形で、「分かりました」と。その上で技術者の方が横についていただいていたという経験があって、それは顧客としての私の立場からしてすごく不愉快といったことは全くなかった。経験談になりますけれども、そういった印象を持ったことはあります。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

ほかにこの件に関しまして御意見があれば、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

この件に関しましては、先ほどもかなり大きな改正が法的には必要なのではないかという冒頭の説明がありましたので、その辺も絡めていろいろきちんと実施の可能性は考えていかななくてはいけないかと思っております。

最後の論点になりますが、3番目の「養成段階から就業後に至る人材育成の連携・接続について」に移らせていただきます。

この部分、いかがでしょうか。養成段階と就業後の連携についてと。先ほども実務実習のところではそういう連携は必要なのではないかという話は既に出ておりますが。

吉井構成員、今日は何度も指してしまってますみません。よろしいですか。

○吉井構成員 この件について言うならば、学校で教えていただいたことをサロン側でいかに実践的に使えるかという話なのだろうと思っておりますけれども、学校で教えるということは、あらゆるサロンのニーズに応えるべき基礎的技術が含まれますから、限定的にこれをというわけにはなかなかいかないのだろうと、このように考えています。ですから、サロン側として、自分のところのサロンがどういうサロンなのだということをアピールすべき必要があるのだろうと、このようにも思っています。

実際には即戦力、言葉で言うと非常に漠然としていますけれども、早く美容師を希望した人が一人前になっていくことについては、むしろ私はそうあるべきなのだろうと、このように思います。今年4月から18歳が成人に達成したこともあり、高等学校を18歳で出て、それから専門学校に行くわけですから、当然大人としての能力というか、就労というか、生きていくための力を身につけるといふ点では当然必要になってくるのだろうと、このように考えています。

私どもは学校と、それでは、どのようにしたらいいのだろうか。学校と産学連携をしまして、受入側にも学校側にもそれぞれ努力してもらいたいということで、サロン側は実は私どもの組織でも非常に問題になって困ったのですけれども、社会保険の適用、特に会社組織でやっている方については社会保険が当然あっていいのだろうと、こう思っていま

す。それはどうしてかという、一般社会からいっても勤めるという、それも会社に勤めるということは、一般的にそれが普通としてあるべきものなのだろうと、こう思っています。そうすると、実際にうちの団体の中の会員といいますか、組合員も困る人がたくさん出てまいります。でも、私たちの業界からいいますと、実際、人がいて初めて成り立つ商売なのですね。そういう点からすると、人をいかにちゃんと確立して自立した人間としてみなしていくかが基本的には大切なのだろうと、こう思っているからであります。

そのために国家試験がある。それは当然その人のステータスの一つだろうと思いますし、仕事としても衛生的にちゃんと知識を身につけ基本的な技術を身につけているのだということが社会的に国家試験を通して認知されているのだろうと、このように考えているからであります。我々はどうしても経営スタンスで物事を考えますけれども、そこには美容師さんという従業員、働いてくださる人がいるのだということを根本に考えますと、少なくとも今言った労働環境を整備していく必要があるであろうと。当然、労働環境といってもいっぱいありますけれども、それをここで一々挙げるわけではありませんが、そういうことも捉えていく必要があるのだろうと、このように考えています。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

雑賀代理はいかがでしょう。

○雑賀代理 雑賀でございます。

この件に関しては吉井様がおっしゃるように、第一として、どこの組織だけが頑張らなければいけないということではないと思うのです。僕自身もまだまだ若手の部類に入るとは思うのですけれども、実際に経験してきたことの観点からお話しさせていただくと、僕は日本の国家試験とイギリスの試験を両方通ったときに、18歳で高卒のタイミングでイギリスに行きました。19歳、渡ってから1年半で向こうの美容室でしっかり資格を取って、お客様に入って、そのときの売上げを今も取っていますけれども、100万円を超えた。今、うちの同じ会社の日本法人をやらせていただいているのですけれども、データで見ると、どうしても日本は2.5倍ぐらい時間がかかってしまいます。そこはみんなアップデートして行って、力を合わせてやっていく必要があると思いますし、基本的なところをしっかりとやるというのはいつの時代も変わらないと思うのですけれども、時代に合わせて見直していくところと、実際に弊社でも月に24時間営業時間内に練習する時間を設けていて、もちろん国の制度などを使わせていただいて助成を受けているのですけれども、それでも3年、4年かけて育ててやっとならぬところで教育をしないサロンに持っていかれる現状が、ちゃんとやっているところは結構歯がゆいところが多いと思うのです。そうならないためにも、より早く稼げるようにしていく上では皆で力を合わせていく必要があると思いますし、実技試験というところで論点がありましたけれども、オールウェーブだとか、カラーだとか、先ほども最初にありましたが、そこは絶対に3回では決まらないと思いますし、継続的に議論できるような場があると、この業界がみんなよくなるのではないかなとJABS

としては思っています。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

教育サイドとして、谷本構成員、いかがでしょうか。

○谷本構成員 今も話に出ましたが、即戦力と言われるのですが、何をどうしたらいいのでしょうか。そのグループなのか、JABSの中はみんな同じ仕事をなさっているのでしょうか。同じやり方でやっているのでしょうか。シャンプー一つ取ってもカットでも何でもいいです。全て同じやり方ですか。

○雑賀代理 会社によってカリキュラムは違うと思います。部分で同じ教育をされているところもありますし、実際にお互いに教育し合っている部分もありますので、重複しているところはありますけれども、全く一緒ということはないと思います。

○谷本構成員 それでは、即戦力はどこに合わせたらいいのですか。先生がおっしゃっている即戦力をつくれというのは、先生のところのやり方を養成施設がやるのですか。Bのサロンのところのやり方をやるのですか。Cのサロンをやるのですか。やり方が違うにもかかわらず、即戦力と言うのは簡単なのですよ。御存じのように25万軒あるのです。それをみんなそれぞれ即戦力と言われたら、25万通りしなければいけないのですか。

あなたのところは、前回おっしゃっていたのは、シャンプーに4か月から6か月かかると言う。僕には話が全然通らない。即戦力とおっしゃっているのだったら、シャンプーをもっと早くやらせるべきではないのですか。その教育はどうなっているのでしょうか。ただ養成施設にだけ即戦力をつくれと言われても、申し訳ないけれども、これをつくれというのをうちがやるかやらないかは別にして、養成施設側に話を持ってこられたのでしょうか。組織として一つになっているのでしょうか。そういうものがなかったら、うちのところとあなたのところでやり方が違う。やり方が違うのに即戦力と言われたら困る。僕が先生と仲よくなって、分かった、あなたのところのやり方をやると。そうだけれども、その他のサロン仲間は怒る。うちのやり方と違うではないかと。どこに目標を置いてやるのですか。あなたが過去に1回でも養成施設に当方のやり方はこうなのだ、こんなものではどうでしょうかという話はあったのですか、なかったのですか。きっとないでしょう。

もっと言うと、学校では基礎は教えます。それにプラスしてサロンは技術を教育して一生懸命つくっていただく。そのためには、おっしゃるとおりです。時間をかけていたのでは、はっきり言って採算は合わない。だから、できるだけ縮めていく。それでは、例えばの話、人形ですけれども、国家試験のために30体切っているのです。シャンプーができなくては、カットもできないのでしょうか。だから、モチベーションの話がありましたが、それを高めるため、子供にシャンプーの教育に6か月もかけられたら、いくら夢を持って卒業しても、もういいわとなってしまう。それよりシャンプーとカットを同時にやらせてこっちに夢の先を与えるとか、何かしてやる方法は考えてくれないと、一方通行に養成施設ばかりに言うのではなくて、あなたのところもどうしようかと考えていること、をおっ

しゃってほしいわけです。

○雑賀代理 おっしゃることは理解しました。多分長くなる感じなので、もう一回議論できる場を今後設けることが、結構隔たりがあると思いますので、歩み寄っていく感じのところだったり、実際に今の即戦力とは何かを掘り込んでいく感じで、完全に認識にかなりの差がもしかしたらあるかもしれないですし、実際に僕たちがサロンで行っていることの内容、こういうものを何時間かけてというのがあるのです。うちのグループとかで、一緒にいるJABSのグループも全部あるので、そういうものを実際に見ていただく時間はもしかしたら重要なかもしれない。何でこれだけ時間がかかるのかなども話すような場を設けないと、主観に近いような感じになると、さっきからふだんにこにこされていそうな感じですけども、けんかになりそうなので。

○谷本構成員 即戦力と言っておられるのだったら、サロンへ行った子をもっと早くつくってあげなさいよと言いたい。それを6か月延ばしますと言っている。それなのに、ほかのものは学校でもっと早く即戦力をつくれというのは、どうも納得できない。養成施設が4通り、5通りのシャンプーを教えるといったら、2年間で学校はシャンプーだけで終わりますよ。あなたのところが言っている理屈だったとしたら、シャンプーでこれだけかかると言っているのだから。私が言いたいのはそういうことなのです。

○雑賀代理 理解します。お互いに若干そう思っていると思うので、そこは中身の話を時間をかけてする必要があるのかなと思います。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

人材育成という観点で、津田構成員はいかがでしょうか。

○津田構成員 中小企業診断士の津田です。

私は働く人の心理的などころから、離職率の高さに関する問題が重要だと思っています。とはいえ、試験制度や教育制度に不備があるから離職率が高いというわけでは決してないです。実際に離職率は店舗格差があるのは事実だと認識しています。では、差はどのようなところで生じているか。要は、離職率が低い店舗と高い店舗の違いは何かというところで、私が感じているのは、先ほども話が出ていました産学連携事業のように、地域の美容学校とそのサロンで連携できているところについては、比較的離職率が低い傾向にあると思っています。ですから、新人と話すときにもよく感じるのは、相談先がちゃんとあるかどうかすごく大事だということです。もちろん技術的などころでギャップを抱えている、感じている人もいて、要は、学校を卒業してしっかりと美容師免許を取りました、現場に入りますと。現場に入ったら「私は全然使えないのではないか？」と、貢献意欲がある人であればあるほど感じて苦しんでドロップアウトしてしまう事実もあります。そこをどうやって解消していくのか。難しいですけども、議論しなくてはいけない点であると個人的に感じています。

あと1点だけお話ししたいのが、今の時代はSNSがありますね。例えばインスタグラムな

どですが、そういったところで他人と比較してしまうのです。働いている従業員がほかの業種やほかの業態で働いている職業の子と比べて、例えば待遇面であったり、ハードさであったりを比較して勝手にモチベーションを下げってしまうようなところがあるので、そういった点も含めての多面的なフォロー制度は必要かなとは感じております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。なかなか視野が広がる御意見でした。

今の意見に関連してでも、ほかにこの全体の人材育成という面での連携ということで、いかがでしょうか。

では、学校さんで、すみません。原構成員、よろしくお願ひいたします。

○原構成員 学校側として、せっかく送り出した卒業生が1年、2年で美容師を諦めるのは、本当に悲しいことなのです。養成校は本当に基礎要素を学ぶ場、それが揺るぎない学校としての立ち位置なのです。より短い期間で稼げるような仕組みと実践的な技術習得、そして即戦力になる人材とおっしゃいますが、どのような技術と人材かももっと詳しく具体的に教えていただきたいと私は思っております。どのレベルなら実践的か、学校で教えるにしてもこのレベルまでという線引き、到達目標ですね。どんな技術をどこまで考えているのか、それはこの先何年もこの目標で大丈夫なものか。基礎は何年たっても変わらず必要なものだからこそ、学校でみっちり教えております。

この3年間でサロンを辞めてきたうちの学校の卒業生にアンケートを20人ぐらいに聞きました。20人に聞いた中で一番多いのは、サロンに就職したけれども、自分に合っていないサロンだったと。ブラック、スタッフの不満等が8人おり、40%です。2番目には人間関係、いじめ、セクハラ、暴言、店長とかに、「あなた何でこれぐらいしかできないの？」などといじめられたと率直に言っていました。それが40%です。3番目が自分のやりたいことができなかつた、これが1人で5%。美容師以外の仕事がしたくなつたが5%、1人です。それと給料が安い。それと精神的疾患のため、5%ですね。それで、それから3年後に聞いてみると、離職者のほとんど半分、10人、50%が美容室または美容業、まつエク、ネイルサロンとか、そういうところに就職していました。あとは美容師、美容業に全く関係のない仕事に就いておりました。サロンに入社して環境の変化や日々のストレスに対して自分をうまく調整できなかつた人たちですね。そういうことでございました。

以上でございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。

雑賀代理、お願いします。

○雑賀代理 アンケートの結果、ありがとうございました。

今日、ちょうど僕も1年生の研修をやつてから来て、今日こういう会もあつたので、一番大きい学校出身の子に同じように友達はみんな続いているのみたいな感じで聞いたら、一番多いところは4割ぐらい辞めていると。何でと聞いたら、その子が答えていたの一番は人間関係で、同じような感じでした。あとはやりたいことができなかつたという、数名に

聞いたらほとんど同じような答えが返ってきたので、そこはどこに聞いても同じような順序で来るのは間違いないかと思っています。

今回に限らずJABSのみんなでこういう話を持ちかけてきたのは、ここにいるみんなで協力してよくしていかななくてはいけないというところは確実にあるのかなど。現状維持のままで全部いくというのと、あとはサロンが何とかしてくださいだけだとどうしようもなくなっている事実は確実にあるのではないのかなどはと思っています。僕自身もまだまだ足りない、努力が必要だと思っているのですけれども、みんなで力を合わせなくてはいけないタイミングには来ていると思いますし、先ほどの即戦力に関してのどれだけでできれば、何が今一番必要なのかというところで、僕も辞めていくスタッフとほぼ面談していくのですけれども、最初の初期の頃に辞めていく子は実際に美容の成功体験が少ない。ずっと掃除ばかりしているというのがあったので、弊社でも最初にカットをやらせたり、カットを合格させて手当を3000円つけるとか、そういったことも行っていたのです。実際にお客さんには入れないのですけれども、早く技術を習得させるというところで皆さん一緒だと思うのです。

実際に何が一番技術で受かりやすいかなと思うのが、カラーなのです。世界でも日本の美容師は高く評価されているのですが、今、最も高く評価されているのがカラーの技術なのです。世界で僕も仕事を受けるときはカラーが多いので、カラーの基礎は何かの時間を割いてさらにやるともっと伸びるのではないか、伸び代が世界に向けてできるのではないかなと自負しております。

あとは、カラーから入って行って、カットはみんな上手です。世界で日本人があまり上手ではないねというのが、日本で結うとか、スタイリングの部分なのです。それはもしかしたら簡単にできるみたいなスタイルが流行っている現状もあるので、最初の論点に戻ってしまうかもしれないのですけれども、どうしても試験があるので、それを中心に基礎を教えなくてはいけないと構成されているのですが、時間の配分や試験のことを継続して議論をしていかないと、今のアンケートはなかなか僕たちだけの力ではどうしようもないのかなというのが率直な意見です。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

お願いします。遠藤構成員。

○遠藤構成員 後半のディスカッション、まさに私が第1回目の検討会で申しあげましたように、試験が日本の美容師さんの将来の方向性を決めるべきではないですね。何となく今回の検討会は最初いきなりオールウェーブの実技試験が日本の若い美容師さんの将来性をゆがめているような感じで始まったようにどうしても受けてしまったのですけれども、まさに私どもとしては今日後半の本当に若手の美容師さんをどう育てていくのか、学校とサロンとどのようにタイアップしていくのかと。その中で即戦力の話も含めてどういうことを筆記試験でやり、かなり実現性という言葉を何度も申しあげましたけれども、当事

者としてそれも大事なので、本当にここまでだったらできるよねという話に来るのかなど。ですから、まず大きなお話を、今日のような議論を伺いながら、私どもとしてやるべきことは検討したいと思っております。

○宮崎座長 ありがとうございます。

ほかに御意見がありましたらお願いします。

福下構成員、お願いします。

○福下構成員 基本的なことも分からないのですけれども、いろいろなお話で離職の問題とか医療界でも似たような話題があるので、基本的なことを含めてお聞きしたいのですけれども、一つは美容師という資格がなくてもできる範囲といいますか、そういうものがあるのかどうかということです。

それから、実習とあるのですが、これは養成施設での実習ということなのですね。

○原構成員 そうです。

○福下構成員 そうですね。ですから、例えば私は眼科なのですけれども、視能訓練士という眼科のいろいろな医療機器を使える国家資格があるのですが、その就職先として眼科に就職するのですけれども、養成校において、実習受け入れ先の眼科に行って2か月、3か月ぐらい実習をする。そして、そこが非常に自分に合ったということが分かると、卒業後、そこに就職をするということがあるのです。ですから、眼科でも例えばうちには視能訓練士の人が来ないというところには実習の受入先にして、そうするとその人がここへ来る可能性もありますよということはあるのですけれども、そのことをお聞きしたい。一つは無資格者ができることはお掃除だけなのか、もっとほかに何かできる範囲があるのか。それから、実習先としてサロンですか、美容室で受入れが可能なかどうかをお聞きしたいと思っているのです。

○宮崎座長 どうぞ。

○成松課長 先に無資格者がどこまでできるかというお尋ねです。私どもの美容に対する解釈として、簡単なイメージでいうと、首から上を美しくする行為という解釈をしていますので、そういった意味で無資格者ができるのはお掃除だとか、ほかにいろいろあるかもしれませんが、基本的に首から上を美しくする行為は美容行為に当たって、それを業とするには美容師さんの免許が必要ということになります。一方で、教育課程中の実習に関しては、なかなか業と言えらるものと言えないものがあって、業と言えないものはもちろん学生さんができますけれども、ほかの資格もそうなのですが、基本的に教育課程の中でしっかり監督する人がついて行われるものについては、そこは法律の範囲外というか、業務独占の範囲外になるのではないかと考えているところです。

○福下構成員 そうすると、体に接触しないものだけが無資格者はできるということですね。

○成松課長 要は、首から上を触って美しくする行為は基本的には美容行為に当たるので。

○福下構成員 それが無資格の人はできないということですね。

○成松課長 基本的にはできないということです。

○福下構成員 だから、当然、美容室内でのお掃除ということになってしまうと。

○成松課長 はい。外に出る場合は60時間以内という形で、60時間以内で外の体験だとか、先ほど来出ている実際の美容室の体験なり実習をしていただくことになります。その60時間の中で一定のケース、美容師さんがちゃんとそばについて美容行為の補助なり美容行為を多少行うというのは法律違反ではない、業務独占がかからないという形で考えています。

○福下構成員 そうすると、それを受けてお聞きしたいのですけれども、養成校でお勉強した人たちが外の実習の美容室へ行って、そこが自分に合っていると思って、そこへ就職するということはよくあることなのでしょうか。

○原構成員 そうですね。

○福下構成員 そういう方たちの離職は少ない。あまりそれは関係ない。

○原構成員 関係ないですね。

○福下構成員 分かりました。ありがとうございます。

○宮崎座長 よろしいですか。

○福下構成員 ありがとうございます。

○宮崎座長 そのほか、全般を通してでもお願いいたします。

谷本構成員。

○谷本構成員 谷本でございます。

JABSさんから昨年7月のワーキンググループ会議の折に美容界に入ってくる人間が少ないとか言われていましたが、それは数字が間違っている。令和2年度からはそれまでより5%増えている。令和3年は令和2年に比べたら養成施設への入学者が十数%上がっている。だから、右肩下がりではないということをこれから頭に置いてください。それははっきり言いますが、美容学校が、もちろん生徒獲得のため、最終は美容業界に人を送り出すために、大変な努力をして集めてきていることをしっかり頭に置いてほしい。先生のところがどういう従業員の募集の仕方をなさっているのか知らないですが、それだけの努力をして、この少子化の中でも減らないようにしているのは事実ということです。

それと、津田先生もおっしゃっていましたが、離職率ということがありますが、僕らは本当にそれが一番つらい。一生懸命に生徒さんを集めてきて、言われるように3割減っていく。業界にとってはかなりのマイナス。その子たちが一番いいのは、そのサロンは辞めたけれども隣の美容室に勤めてくれたら、僕らはもうそれで安心なのです。でも、今のお話もありましたけれども、その子たちがもう美容界は絶対に嫌だということになったらどうしようもない。だから、離職率をもっと低くしようと誰もが思うけれども、それができない場合でも最低限度、美容界はいいところだという思いを持たせて辞めてもらうようにしてもらいたい。それは回り回って皆さんところに来るわけ。人手がないというその解消の一つにもなるということです。

離職する原因も本人に原因があるのか、学校に原因があるのか、サロンに原因があるのか、そういうところをちゃんと検証して行って、それを変えていかないと、僕は何も学校はあなたのところの言っている話は一切聞かないと言っているのとは違う。ただ、JABS側は今こちら側へ投げかけてきているから、それぞれにうちはこうやって考えましょうと言うけれども、その前に、本来はJABS側が、うちはこの問題を解決するためにこう考えているというのを、先に出すのが普通だと思います。こういう問題がある、そのためにJABSは解決策はこうしようと思っていると。それはぜひやってくれとか、反対にそんなことしてもできませんと言うか、それは別にして、そういうものを持ってきていただかないと、議論にはならない。資料も昨日と今日と違うようなことでは困る。このような検討会がもしあるようなことがあったら、それはぜひお願いしたいと思います。みんなで考えなければいけないのだから。

○宮崎座長 御意見のほうはよろしいでしょうか。何か心残りのことはありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、多くの御意見、御質問をいただき、ありがとうございました。

本日は3つの議題と8つの論点ということで、構成員の方々から様々な意見をいただきました。前回検討会でも了承いただいたとおり、本日の議論を踏まえて、次回検討会で事務局より対応方針（案）を示してもらう形で進めるということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○宮崎座長 では、異議なしということで、事務局において次回検討会までに対応方針（案）を作成していただいて、次回検討会ではその案について皆様に御議論いただきたいと思っております。また、対応方針（案）の作成過程で必要に応じ皆様にも御協力いただくことがあろうかとも思いますが、そのことを含めて御了承いただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、今日は時間を大分延長していただいて、白熱した議論になったかと思えます。ありがとうございます。

対応方針（案）の準備を進めていただくよう、事務方ではよろしくお願いたします。

その他、どうしても言い忘れたことはありませんか。よろしいですか。

それでは、時間も大分過ぎましたので、閉会にしようと思えます。事務局から連絡があればよろしくお願いたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

長時間の御議論をいただきまして、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、原稿ができ次第、各構成員に送付・確認いただいた上で、厚生労働省ホームページに公表とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願申し上げます。

また、次回の検討会ですけれども、3月30日15時半、場所は同じく厚労省内のこの共用第9会議室で実施予定でございます。

以上をもちまして、第2回「美容師養成のあり方に関する検討会」を終了いたします。
本日はお忙しいところを参集いただきまして、ありがとうございました。